

地方公会計制度に基づく財務書類

令和 4 年度

奈良県広域消防組合

内容

I.	地方公会計制度の背景	1
1.	地方公共団体の現状及び地方公会計の導入	1
2.	地方公会計整備の意義	1
3.	財務書類整備の目的	2
4.	財務書類整備の効果	3
II.	地方公会計制度による財務書類とは	5
1.	地方公共団体の財務書類とは	5
III.	財務書類	6
1.	貸借対照表	6
2.	行政コスト計算書	9
3.	純資産変動計算書	12
4.	資金収支計算書	14
IV.	財務分析	17
1.	財務指標	17
2.	将来更新コスト	20

I. 地方公会計制度の背景

1. 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入

地方公共団体の会計は、国の会計と同じく、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前統制の下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっている。すなわち、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれている（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されているところである。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところである。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものである。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実が期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられる。

2. 地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられる。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要があるものである。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となる。

3. 財務書類整備の目的

地方公共団体において財務書類を整備する目的については、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由かつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、こうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠である。

具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられている。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができる。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものであるといえる。

したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができる。

①説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有するが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができる。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるもの。

②財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められている。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができる。

4. 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法223条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法96条、211条）、決算については議会の認定が必要とされている（同法96条、233条）。

このような普通地方公共団体の会計処理は、現金の収支を基準とするいわゆる現金主義によっている。すなわち、歳入とは、一会计年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会计年度における一切の支出をいうものだが、ここで収入とは現金の収納をいい、支出とは現金の支払をいうとされている（財政法2条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することである。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられる。

（1）発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としている。そのために、企業会計は発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定する。減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められる。

新地方公会計モデルは発生主義の考え方を導入するものだが、ここで留意すべき点は、企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難である。

したがって、新地方公会計モデルの行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会计期間の経営成績を算出するためではなく、一会计年度に発生した、純資産の減少をもたらす（税収等でまかなうべき）純経常費用（純経常行政コスト）を算出することにあるといえる。

財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠だが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができる。

(2) 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されているが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果としての資産形成に関する情報（ストック情報）も不十分といえる（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令166条）が添付されますが、これによっては財産の適正な評価額までは明らかにされていない）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われるため、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債（ストック）の総体を一覧的に把握することが可能となる。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報といえる。

Ⅱ. 地方公会計制度による財務書類とは

1. 地方公共団体の財務書類とは

(1) 財務書類の体系

地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とする。なお、行政コスト計算書及び純資産変動計算書については、別々の計算書としても、その二つを結合した計算書としても差し支えない。

(2) 貢務書類の作成単位

財務書類の作成単位は、一般会計を基礎とする。

(3) 会計処理

財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成する。

(4) 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とする。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法235条の5等）を注記する。

(5) 表示単位

財務書類の表示金額単位は、百万円を原則とする。ただし、地方公共団体の財政規模に応じて千円単位とすることもできる。また、同単位未満は四捨五入するものとし、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合、これを注記する。なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「-」を表示する。

III. 財務書類

1. 貸借対照表

(1) 貸借対照表の内容

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	16,696,542	固定負債	13,396,515
有形固定資産	8,381,698	地方債等	3,792,514
事業用資産	5,832,101	長期未払金	—
土地	—	退職手当引当金	9,586,569
土地減損損失累計額	—	損失補償等引当金	—
立木竹	—	その他	17,432
立木竹減損損失累計額	—	流动負債	1,830,923
建物	10,298,288	1年内償還予定地方債等	1,038,077
建物減価償却累計額	-5,880,761	未払金	—
建物減損損失累計額	—	未払費用	—
工作物	2,203,279	前受金	—
工作物減価償却累計額	-826,336	前受収益	—
工作物減損損失累計額	—	賞与等引当金	743,321
船舶	—	預り金	41,527
船舶減価償却累計額	—	その他	7,998
船舶減損損失累計額	—	　負債合計	15,227,438
浮標等	—	【純資産の部】	
浮標等減価償却累計額	—	固定資産等形成分	17,255,765
浮標等減損損失累計額	—	余剰分(不足分)	-14,460,851
航空機	—	他団体出資等分	—
航空機減価償却累計額	—		
航空機減損損失累計額	—		
その他	—		
その他減価償却累計額	—		
その他減損損失累計額	—		
建設仮勘定	37,631		
インフラ資産			
土地	—		
土地減損損失累計額	—		
建物	—		
建物減価償却累計額	—		
建物減損損失累計額	—		
工作物	—		
工作物減価償却累計額	—		
工作物減損損失累計額	—		
その他	—		
その他減価償却累計額	—		
その他減損損失累計額	—		
建設仮勘定	—		
物品	10,483,505		
物品減価償却累計額	-7,933,908		
物品減損損失累計額	—		
無形固定資産	49,977		
ソフトウェア	49,977		
その他	—		
投資その他の資産	8,264,866		
投資及び出資金	—		
有価証券	—		
出資金	—		
その他	—		
長期延滞債権	—		
長期貸付金	—		
基金	8,264,866		
減債基金	—		
その他	8,264,866		
その他	—		
微収不能引当金	—		
流動資産	1,325,810		
現金預金	757,293		
未収金	9,294		
短期貸付金	—		
基金	559,223		
財政調整基金	559,223		
減債基金	—		
棚卸資産	—		
その他	—		
微収不能引当金	—		
緑延資産	—	純資産合計	2,794,914
資産合計	18,022,352	負債及び純資産合計	18,022,352

(2) 貸借対照表の説明

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成する。

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示する。

資産及び負債の科目の配列については固定性配列法によるものとし、資産項目と負債項目の流動・固定分類は1年基準とする。

資産の部の現金預金勘定は、資金収支計算書の収支戻（会計年度末資金残高）に会計年度末歳計外現金残高を加えたものと連動する。また、純資産の部の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））は、純資産変動計算書の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））の会計年度末純資産残高と連動する。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	自治法第239第1項に規定するもので、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には自治法第238条第1項第7号により出損金も含む。
投資損失引当金	出資金の内、連結対象団体及び会計に対するものについて、実質価額が30%以上低下した場合に、実質価額と取得価額の差額
長期延滞債権	債権回収予定日から1年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金の内、流動資産に区分されるもの以外のもの

	徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金に対し、過去の徴収不能実積率により算定したもの
流動資産		
	現金預金	現金及び現金同等物
	未収金	現年調定の収入未済額
	短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの
	基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は1年に取り崩す予定のあるもの。
	棚卸資産	売却を目的として保有している資産
	徴収不能引当金	未収金・短期貸付金に対し、過去の徴収不能実積率により算定したもの
負債の部		
固定負債		
	地方債	償還予定が1年超のもの
	長期末払金	自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
	退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
	投資損失引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額
流動負債		
	1年内償還予定地方債	1年内に償還予定の地方債
	未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
	未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
	前受金	対価の收受があり役務の提供を行っていないもの
	前受収益	対価の收受があり役務の提供が継続中のもの
	賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4／6
	預り金	第三社から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部		
	固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
	余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

2. 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書の内容

(単位:千円)

科目	金額
経常費用	12,695,762
業務費用	12,083,674
人件費	9,863,085
職員給与費	8,841,364
賞与等引当金繰入額	743,321
退職手当引当金繰入額	277,531
その他	868
物件費等	2,049,660
物件費	909,039
維持補修費	89,605
減価償却費	1,051,016
その他	－
その他の業務費用	170,930
支払利息	16,305
徴収不能引当金繰入額	－
その他	154,625
移転費用	612,088
補助金等	480,431
社会保障給付	124,660
その他	6,997
経常収益	171,991
使用料及び手数料	9,748
その他	162,242
純経常行政コスト	12,523,772
臨時損失	30,863
災害復旧事業費	－
資産除売却損	30,863
損失補償等引当金繰入額	－
その他	－
臨時利益	17,054
資産売却益	17,054
その他	－
純行政コスト	12,537,580

(2) 行政コスト計算書の説明

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすること目的として作成する。

費用及び収益は、総額によって表示することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部または一部を除去してはならない。

行政コスト計算書は、「経常費用」、「経常収益」、「臨時損失」及び「臨時利益」に区分して表示する。

行政コスト計算書の収支戻として計算される純行政コストは、純資産変動計算書に振替えられ、これと連動する。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	政策目的による補助金等
社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	
使用料及び手数料	一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
その他	上記以外の経常収益

臨時損失	
災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
損失補償等引当金繰入額	損失補償等引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の臨時損失

臨時利益	
資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
その他	上記以外の臨時利益

3. 純資産変動計算書

(1) 純資産変動計算書の内容

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	2,247,295	16,928,560	-14,681,265	-
純行政コスト(△)	-12,537,580		-12,537,580	-
財源	13,073,413		13,073,413	-
税収等	12,984,710		12,984,710	-
国県等補助金	88,703		88,703	-
本年度差額	535,833		535,833	-
固定資産等の変動(内部変動)		323,596	-323,596	
有形固定資産等の増加		980,617	-980,617	
有形固定資産等の減少		-1,059,142	1,059,142	
貸付金・基金等の増加		657,803	-657,803	
貸付金・基金等の減少		-255,682	255,682	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	3,608	3,608	-	-
他団体出資等分の増加			-	-
他団体出資等分の減少			-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-	-	-	-
その他	8,178	-	8,178	
本年度純資産変動額	547,619	327,205	220,414	-
本年度末純資産残高	2,794,914	17,255,765	-14,460,851	-

(2) 純資産変動計算書の説明

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及び他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成する。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支戻である純行政コストと連動
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

4. 資金収支計算書

(1) 資金収支計算書の内容

(単位:千円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	11,444,579
業務費用支出	10,832,491
人件費支出	9,662,917
物件費等支出	998,644
支払利息支出	16,305
その他の支出	154,625
移転費用支出	612,088
補助金等支出	480,431
社会保障給付支出	124,660
その他の支出	6,997
業務収入	13,099,581
税収等収入	12,984,710
国県等補助金収入	–
使用料及び手数料収入	9,748
その他の収入	105,123
臨時支出	–
災害復旧事業費支出	–
その他の支出	–
臨時収入	–
業務活動収支	1,655,002
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,560,894
公共施設等整備費支出	980,617
基金積立金支出	580,277
投資及び出資金支出	–
貸付金支出	–
その他の支出	–
投資活動収入	361,439
国県等補助金収入	88,703
基金取崩収入	255,682
貸付金元金回収収入	–
資産売却収入	17,054
その他の収入	–
投資活動収支	-1,199,455
【財務活動収支】	
財務活動支出	998,034
地方債等償還支出	992,676
その他の支出	5,359
財務活動収入	830,900
地方債等発行収入	830,900
その他の収入	–
財務活動収支	-167,134
本年度資金収支額	288,413
前年度末資金残高	427,353
比例連結割合変更に伴う差額	–
本年度末資金残高	715,766
前年度末歳計外現金残高	39,640
本年度歳計外現金増減額	1,887
本年度末歳計外現金残高	41,527
本年度末現金預金残高	757,293

(2) 資金収支計算書の説明

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体の内部者（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成する。

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金の内、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあつた収入
投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出
その他の支出	上記以外の投資活動支出
投資活動収入	
国県等補助金収入	国県等補助金の内、投資活動支出の財源に充当した収入

	基金取崩収入	基金取崩による収入
	貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
	資産売却収入	資産売却による収入
	その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支		
	財務活動支出	
	地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
	その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入		
	地方債発行収入	地方債発行による収入
	その他の収入	上記以外の財務活動収入

IV. 財務分析

1. 財務指標

(1) 歳入額対資産比率

説明	計上されている資産が当年度の歳入の何年分相当であるかを示す指標です。なお、歳入額には繰越金を除きます。
計算式	総資産 ÷ 歳入総額
比率	1. 22年

(2) 有形固定資産減価償却費率

説明	有形固定資産の内、償却資産の減価償却進捗割合を示す指標です。老朽化割合を示す指標であるため100%に近いほど老朽化が進んでいると言えます。
計算式	減価償却累計額 ÷ 債却資産の取得価額
比率	63.70%

(3) 資産形成比率

説明	公共施設の価値が減少する分（減価償却）に対し新たに公共資産の投資を行っているかを計る指標です。
計算式	公共施設等整備費支出 ÷ 減価償却費
比率	93.30%

(4) 純資産比率

説明	財政状態の健全化を示す指標です。
計算式	純資産 ÷ 総資産
比率	15.51%

(5) 社会資本等形成の世代間負担比率

説明	現在所有する公共施設を形成するために将来世代へ負担を先送りした割合となります。
計算式	地方債残高 ÷ (有形固定資産 + 無形固定資産)
比率	57.29%

(6) 行政コスト対税収比率（純経常行政コスト）

説明	経常的な行政コストに対し、財源の充当割合を示す指標となります。100%を下回るほど財源を積み残すことができ、100%を上回ると過去の蓄積を取り崩していると言えます。
計算式	純経常行政コスト ÷ 財源
比率	95.80%

(7) 行政コスト対税収比率（純行政コスト）

説明	全ての行政コストに対し、財源の充当割合を示す指標となります。100%を下回るほど財源を積み残すことができ、100%を上回ると過去の蓄積を取り崩していると言えます。
計算式	純行政コスト ÷ 財源
比率	95.90%

(8) 基礎的財政収支

説明	地方債等に係る収支以外の収支を算出することで、地方債等への償還に充てる財源の金額を示します。
計算式	業務活動収支（支払利息を除く） + 投資活動収支（基金積立支出及び取崩収入を除く）
比率	796,447千円

(9) 補助金率

説明	財源の依存割合を示します。
計算式	国県等補助金 ÷ 財源
比率	0.68%

2. 将来更新コスト

(単位：百万円)

